

愛知県公立大学法人研究費不正防止計画

平成 27 年 10 月 1 日制定

令和元年 9 月 5 日改定

令和 3 年 10 月 11 日改定

1 目的

愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）並びに法人が運営する愛知県立大学及び愛知県立芸術大学（以下「両大学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、研究者及び事務職員が愛知県公立大学法人研究倫理綱領に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、次のとおり「愛知県公立大学法人研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じ見直しを図る。

2 責任体系の明確化

（1）【研究費不正防止最高管理責任者】理事長

法人における研究費の不正使用の防止に関する最高管理責任者。

【役割】研究費不正防止最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、研究費不正防止統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（2）【研究費不正防止統括管理責任者】法人事務部門長

法人全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。

【役割】研究費不正防止統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止最高管理責任者に報告する。また、両大学の研究活動不正防止統括管理責任者（愛知県立大学学術研究情報センター長、愛知県立芸術大学芸術情報センター長）と共同してコンプライアンス教育を実施しなければならない。

（3）【コンプライアンス推進責任者】法人企画部長、法人管理部長

研究費不正防止最高管理責任者の下に、研究費の不正使用の防止へのコンプライアンスを推進する責任者。

【役割】コンプライアンス推進責任者は、研究費不正防止統括管理責任者の指示の下、

- ①自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を研究費不正防止統括管理責任者に報告する。
- ②不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 【研究費不正防止管理責任者】事務部門長

大学全体の研究費に関する管理等を行う責任者。

【役割】 研究費不正防止管理責任者は、大学全体の研究費に関する管理を行うとともに、研究費不正防止統括管理責任者と両大学の研究活動不正防止統括管理責任者の連携に関する調整を行う。

※【研究費】「研究費」とは、法人が配分する研究費、国及び独立行政法人等から配分される競争的資金、委託費等の研究資金及び民間企業等からの受託研究費、共同研究費、寄付金等の研究資金をいう。

※【不正使用】「不正使用」とは、研究費の故意もしくは重大な過失による他の用途への使用又は研究費の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

3 不正防止計画

ガイドライン項目	項目	防止計画
第1節 機関内の責任体制の明確化	責任体制の明確化・公表	・「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」で定める法人内の責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。 ・責任体制図はホームページで公表する。
	監事の役割の明確化	・監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	コンプライアンス教育・啓発活動の実施	・職務内容等に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育を実施する。 ・不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
	ルールの明確化・統一化	・「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」及び「研究費の不正使用に関する取扱規程」は必要に応じて改正し、ホームページで公表する。
	事務処理権限の明確化	・物品等の購入は、教員が購入依頼を行い、事務職員が内容を確認の上、業者へ発注する。 ・採用時に教員向けの物品購入の手引き等を配布する。
	告発等への対応	・大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を監査室とし、大学ホームページで公表する。
第3節 不正を発生させる要因	不正防止計画推進担当部署の設置	・法人事務部門は人事課、愛知県立大学は研究支援・地域連携課、愛知県

ガイドライン項目	項目	防止計画
の把握と不正防止計画の策定・実施		立芸術大学は芸術情報・広報課を推進担当部署とする。
	不正防止計画の実施	・適宜、策定した不正防止計画の実施状況の確認を行う。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	予算の執行管理及び執行状況の検証	・公的研究費の予算の執行状況については、事務部門が確認を行い、本人に伝達するとともに、必要に応じて計画的な執行を求める。
	書類やデータ等の保存	・研究費の執行に関する書類やデータを定められた期間保存し、後日、円滑な検証を受けられるようにする。
	研究者と業者の癒着防止	・研究費の不正使用に係る大学内外からの相談や告発に対応するための窓口を、監査室とする。 ・業者への発注は、例外として認められた立替払い等を除き事務職員が実施する。 ・立替払い等を含め、検収は事務職員が実施する。 ・一定以上の取引のある業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。
	非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理	・アルバイト等の出退勤管理については、事務部門で実施する。
	換金性の高い物品(パソコン等)の管理	・1件10万円以上の物品については管理物品として、管理物品台帳に登録する。 ・管理物品については、1年に1回実査を実施する。
	研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認	・研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。学会用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。また、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。
	第5節 情報発信・共有化の推進	情報発信
第6節 モニタリングの在り方	内部監査の実施	・監査室が作成する内部監査計画に従い監査を実施し、適切に執行がなされているか確かめるとともに、研究

ガイドライン項目	項目	防止計画
		費の不正使用の防止を推進するための執行体制について確認する。
	連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査室と監事及び会計監査法人との連携強化を図る。